

平成29年度 第2回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

議 題

- (1) 第7期介護保険料算定の考え方について

本市における第7期介護保険料算定の考え方について

1. 第7期介護保険料の算定に必要な推計について

(1) 「第1号被保険者数（65歳以上）」と「要介護認定者数」の推計

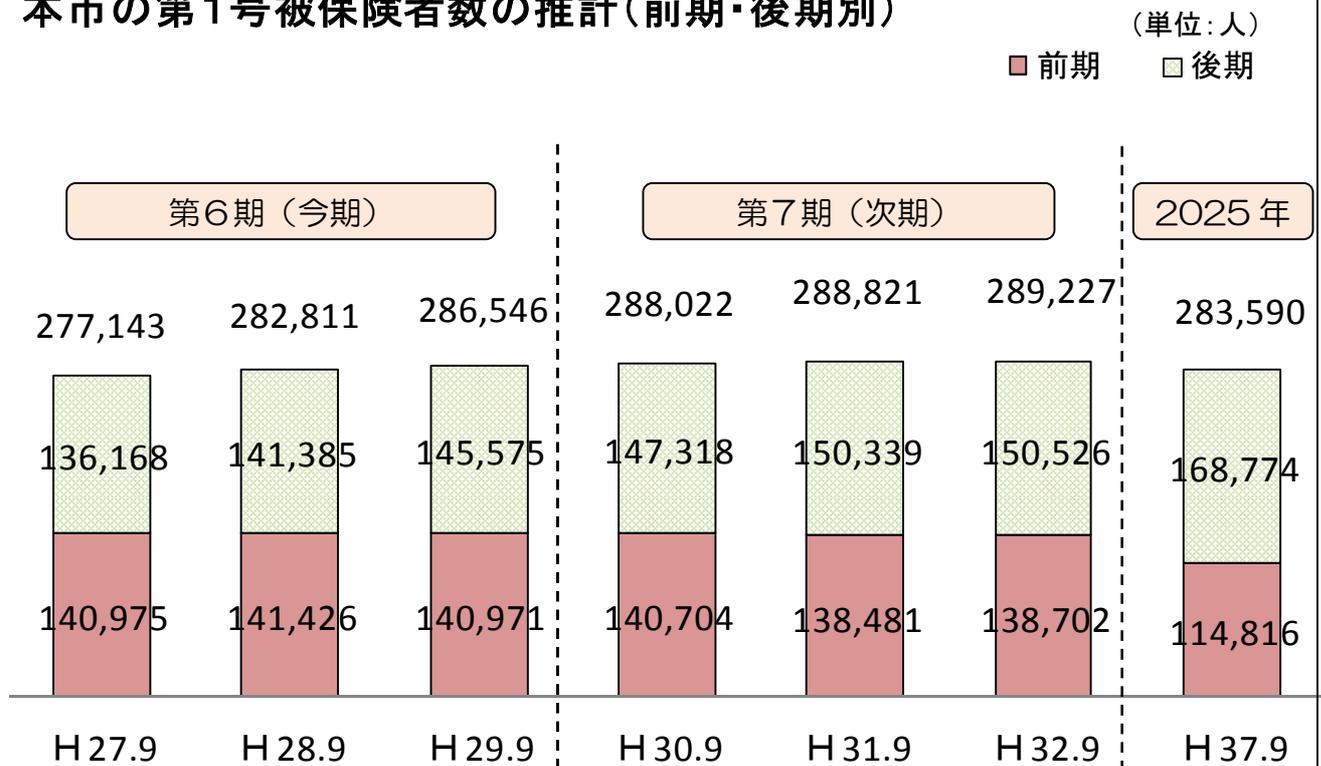
第7期介護保険料の算定にあたり基礎となる「第1号被保険者数」および「要介護認定者数」の今後の見込みは以下のとおりです。

① 第1号被保険者数

第1号被保険者（65歳以上）は今後も増加し、平成32年度（2020年）には約28万9千人と見込まれます。その後、同年をピークに減少していきませんが、75歳以上の後期高齢者は、引き続き平成40年（2028年）まで増加し続ける見込みです。

(単位:人)	第6期(今期)			第7期(次期推計)			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37 (2025年)
第1号被保険者数	277,143	282,811	286,546	288,022	288,821	289,227	283,590
75歳以上 (割合:%)	136,168 (49.1)	141,385 (49.9)	145,575 (50.8)	147,318 (51.1)	150,339 (52.1)	150,526 (52.0)	168,774 (59.5)
65~74歳 (割合:%)	140,975 (50.9)	141,426 (50.1)	140,971 (49.2)	140,704 (48.9)	138,481 (47.9)	138,702 (48.0)	114,816 (40.5)

本市の第1号被保険者数の推計(前期・後期別)



② 要介護認定者数

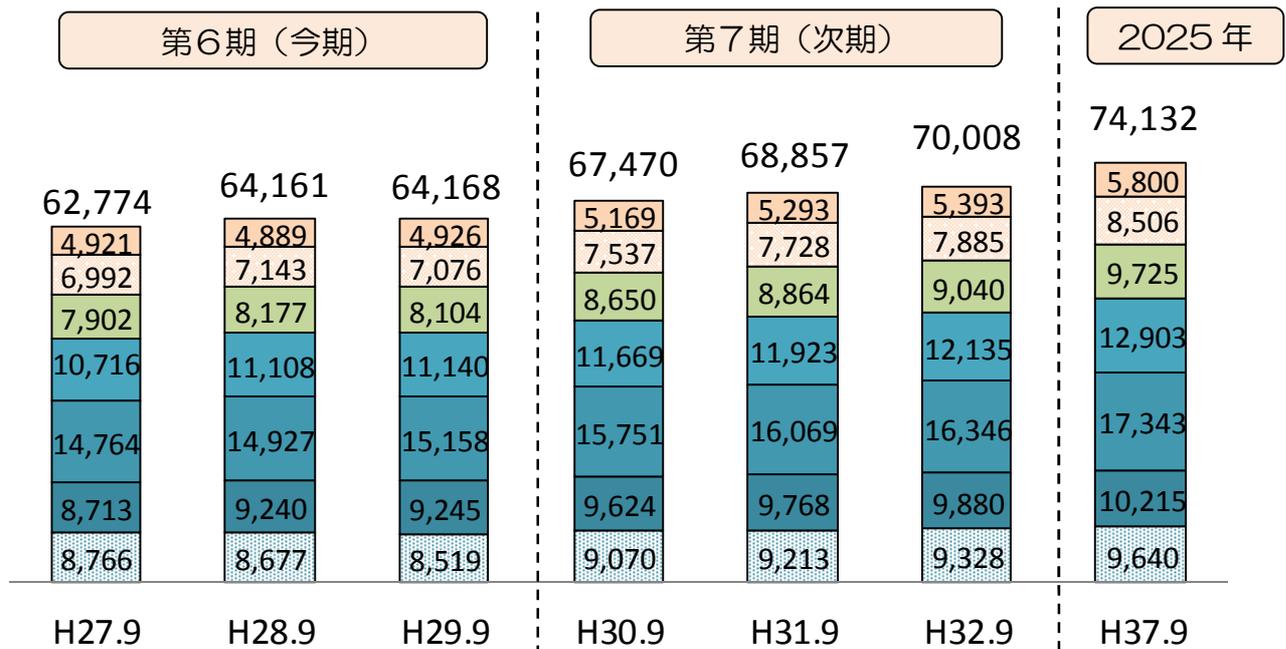
第1号被保険者数がピークを過ぎた後も、後期高齢者の占める割合が増えることなどから、要介護認定者数は増加を続けます。あくまで現状の認定率で推移した場合ですが、平成32年度には約7万人となる見込みです。なお、認定者数のピークは平成46年度（2034年）で、約7万8千人となる見込みです。

(単位:人)	第6期(今期)			第7期(次期推計)			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37 (2025年)
要介護認定者数	62,774	64,161	64,168	67,470	68,857	70,008	74,132
要介護5	4,921	4,889	4,926	5,169	5,293	5,393	5,800
要介護4	6,992	7,143	7,076	7,537	7,728	7,885	8,506
要介護3	7,902	8,177	8,104	8,650	8,864	9,040	9,725
要介護2	10,716	11,108	11,140	11,669	11,923	12,135	12,903
要介護1	14,764	14,927	15,158	15,751	16,069	16,346	17,343
要支援2	8,713	9,240	9,245	9,624	9,768	9,880	10,215
要支援1	8,766	8,677	8,519	9,070	9,213	9,328	9,640

本市の要介護認定数の推計(要介護度別)

(単位:人)

■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5



(2) 「介護サービス利用者数」・「保険給付費・地域支援事業費」の推計

「介護サービス利用者数」「保険給付費・地域支援事業費」については、現在推計作業中ですが、要介護認定者数の増加に伴い、今後も増加することが見込まれます。

2. 第7期介護保険料の考え方について

高齢化の進展に伴う介護保険に関する費用の増加により、介護保険料の負担水準の上昇が避けられない中、制度の持続可能性を確保し、より安定的な介護保険制度を運営していくためには、被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課することが重要です。

【本市の保険料設定における基本的な考え方】

①保険料段階の設定について

本市の第6期保険料段階の設定においては、国の示した標準モデル(9段階)に対し、より負担能力に応じた保険料となるよう、段階を「12段階」とした。

第7期保険料段階の設定にあたっては、第6期の保険料段階を基本としながら、本市の第1号被保険者の所得分布、各段階における負担の増額、今後の国の動向などを考慮し、必要に応じて適切に検討します。

②介護給付準備基金の活用について

○介護保険料の剰余分の積立である介護給付準備基金については、国の基本的な考え方を踏まえ、第7期介護保険料の上昇抑制のために活用します。

○当該基金は、保険料が不足した場合の財源として活用しなければならないことから、充当する金額については、さらなる給付費の増加などへの対応も考慮し、検討します。

<参考> 国が示す基本的な考え方

○介護給付準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方である。

○各保険者においては、その適正な取り崩しを検討されたい。

【介護保険料の大まかな算定方法】

$$\frac{\text{保険給付費・地域支援事業費} \times \text{第1号被保険者の負担割合(23\%)} - \text{介護給付準備基金}}{\text{被保険者数}}$$

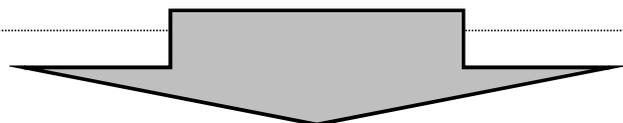
(参考) 第6期介護保険料(平成27~29年度)について

◆国の標準9段階

保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	◆国の標準9段階								
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 基準額	第6段階	新7段階	第8段階	第9段階
▲0.05	0.5 (0.45)	0.75	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.75
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税			
	生活保護受給者等		世帯全員が市民税非課税		世帯の中に市民税課税者がいる				
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 290万円未満	合計所得金額 290万円以上

◆本市における保険料段階案

保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	◆本市における保険料段階案											
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 基準額	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
▲0.05	0.5 (0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	生活保護受給者等		世帯全員が市民税非課税		世帯の中に市民税課税者がいる							
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
第6期保険料 (月額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	2,850 (約2,570)	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970
(年額)	34,200 (30,780)	47,880	51,300	61,560	68,400	78,660	82,080	85,500	102,600	119,700	136,800	143,640
人数割合	26.7%	8.1%	8.2%	13.6%	8.9%	10.3%	7.4%	4.6%	7.4%	1.8%	1.3%	1.5%



第6期の保険料設定にあたっては、国の標準段階に対し、「負担能力のある所得層」や「所得が変わらないにも関わらず、負担が大幅に増える層」について、多段階化などの措置を行った。
 第7期においては、第6期の保険料段階を基本としながら「本市の第1号被保険者の所得分布」「各段階における負担の増額」「今後の国の動向」などを考慮し、必要に応じて適切に検討を行う。